

議案第4号

二宮町個人情報保護条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

行政不服審査法の改正により、制度が全面的に見直されたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例

二宮町個人情報保護条例（平成10年二宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「第18条」を「第19条」に改める。

第17条第2項中「拒む」の次に「決定をする」を加え、同条第3項中「延長する」の次に「決定をする」を加え、同項後段を削り、同条第4項中「第1項」を「前3項」に改め、同条第5項中「第1項」の次に「から第3項」を、「決定」の次に「、開示の請求に係る個人情報が存在しない旨の決定、個人情報の存否を明らかにしない旨の決定又は期間を延長する決定」を加える。

第31条を第41条とし、第30条を第40条とする。

第29条中「第26条」を「第36条」に、「第27条」を「第37条」に改め、同条を第39条とし、第28条を第38条とし、第27条を第37条とし、第26条を第36条とする。

第25条第2項中「第21条」を「第31条」に改め、同条を第35条とし、第24条を第34条とし、第23条を第33条とし、第22条を第32条とする。

第21条第1項中「前条第2項の不服申立て」を「第23条第1項の審査請求」に改め、同条中第5項及び第6項を削り、第7項を第5項とし、同条を第26条とし、同条の次に次の5条を加える。

（審査会の調査権限等）

第27条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、個人情報の開示等の請求に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報を求めることはできない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 第1項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案の審査を行うために必要があると認めるときは、審査請求人、参加人及び諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（意見書等の提出）

第28条 審査請求人又は参加人は、審査会に対し、弁明書に対する意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）を提出することができる。ただし、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければな

らない。

(意見の陳述)

第29条 審査会は、審査請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、当該申立てをした者（以下「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事案に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び関係する実施機関を招集してさせるものとする。
- 3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事案に関し、関係する実施機関に対して、質問を発することができる。

(提出資料の写しの送付等)

第30条 審査会は、第27条第3項又は第28条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第31条 諮問に基づき行ふ審査会の調査審議の手続は、公開しない。

第20条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「請求者」の次に「及び反対意見書を提出した第三者」を加え、「第1項」を削り、「決定」の次に「（以下「開示決定等」という。）又は個人情報の開示等の請求に係る不作為」を加え、

「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項を削り、同条を第21条とし、同条の次に次の4条を加える。

（審理員による審理手続の適用除外）

第22条 開示決定等又は個人情報の開示等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問等）

第23条 実施機関は、第21条の規定による審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問し、その議を経て、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

- （1） 審査請求が不適法であり、却下する場合
- （2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- （3） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報について訂正又は利用停止することとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第24条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問した旨を通知しなければならない。

- （1） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- （2） 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- （3） 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第25条 第18条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- （1） 開示決定等に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決をするとき。
- （2） 審査請求に係る開示決定等を変更し、個人情報を開示する旨の裁決をするとき（第三者が反対意見書を提出している場合に限る。）。

第19条を第20条とする。

第18条第1項及び第4項中「前条」を「第17条」に改め、同条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第18条 実施機関は、前条第1項の規定による決定をする場合において、当該開示の請求に係る個人情報に町及び請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者に対し、意見書の提出の機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にされた二宮町個人情報保護条例第17条に規定する請求に対する決定に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

二宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(開示請求権)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 実施機関は、前項の開示の請求（以下「開示の請求」という。）があったときは、<u>第19条第1項及び第2項に規定する方法により当該開示の請求に係る個人情報の開示をしなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(請求に対する決定等)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 個人情報の開示等の請求に対し、当該個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、<u>第12条第3項各号のいずれかに該当し、不開示とすべき情報の開示をすることとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該個人情報の開示等を拒む決定をすることができる。</u></p> <p>3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、<u>その期間を延長する決定をすることができる。</u></p> <p>4 実施機関は、<u>前3項の規定による決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。</u></p> <p>5 実施機関は、<u>第1項から第3項の規定において個人情報の開示等をしない旨の決定、開示の請求に係る個人情報が存在しない旨の決定、個人情報の存否を明らかにしない旨の決定又は期間を延長する決定をしたときは、前項の規定による通知にその理由を付記しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。</u></p> <p>6 (略)</p>	<p>(開示請求権)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 実施機関は、前項の開示の請求（以下「開示の請求」という。）があったときは、<u>第18条第1項及び第2項に規定する方法により当該開示の請求に係る個人情報の開示をしなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(請求に対する決定等)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 個人情報の開示等の請求に対し、当該個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、<u>第12条第3項各号のいずれかに該当し、不開示とすべき情報の開示をすることとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該個人情報の開示等を拒むことができる。</u></p> <p>3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、<u>その期間を延長することができる。その場合において、実施機関は、速やかに、延長の理由を付記して請求者に通知しなければならない。</u></p> <p>4 実施機関は、<u>第1項の規定による決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。</u></p> <p>5 実施機関は、<u>第1項の規定において個人情報の開示等をしない旨の決定をしたときは、前項の規定による通知にその理由を付記しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。</u></p> <p>6 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第18条 実施機関は、前条第1項の規定による決定をする場合において、当該開示の請求に係る個人情報に町及び請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者に対し、意見書の提出の機会を与えることができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示の方法等)</p> <p>第19条 実施機関は、第17条第1項の規定により開示をする旨の決定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる当該決定に係る個人情報の区分ごとに、当該各号に定める方法により開示をするものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 実施機関は、第17条第1項の規定により訂正又は利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の訂正又は利用停止をしなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(手数料等)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(開示の方法等)</p> <p>第18条 実施機関は、前条第1項の規定により開示をする旨の決定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる当該決定に係る個人情報の区分ごとに、当該各号に定める方法により開示をするものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 実施機関は、前条第1項の規定により訂正又は利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の訂正又は利用停止をしなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(手数料等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(審査請求)</p> <p>第21条 請求者及び反対意見書を提出した第三者は、第17条の規定による決定（以下「開示決定等」という。）又は個人情報の開示等の請求に係る不作為に対して不服があるときは、<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>(審理員による審理手続の適用除外)</p> <p>第22条 開示決定等又は個人情報の開示等の請求に係る不作為に係る審査請求については、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第23条 実施機関は、第21条の規定による審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>遅滞なく、審査会に諮問し、その議を経て、当該審査請求についての裁決をしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</u></p> <p>(3) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報について訂正又は利用停止することとする場合</u></p> <p>2 <u>前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p>	<p>(不服申立て)</p> <p>第20条 請求者は、第17条第1項の規定による決定に対して不服があるときは、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てをすることができる。</u></p> <p>2 <u>実施機関は、前項による不服申立てがあった場合は、その不服申立てを不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく、審査会に諮問し、その議を経て当該不服申立てについての決定をしなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(諮問をした旨の通知)</u></p> <p>第24条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問した旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>(3) <u>当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p><u>(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)</u></p> <p>第25条 第18条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) <u>開示決定等に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決をするとき。</u></p> <p>(2) <u>審査請求に係る開示決定等を変更し、個人情報を開示する旨の裁決をするとき（第三者が反対意見書を提出している場合に限る。）。</u></p>	
<p><u>(個人情報保護審査会)</u></p> <p>第26条 第23条第1項の審査請求について審査するため、審査会を置く。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p><u>(個人情報保護審査会)</u></p> <p>第21条 前条第2項の不服申立てについて審査するため、審査会を置く。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>審査会は、審査のため必要があるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者の出席を求め、意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めることができる。</u></p> <p>6 <u>委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p>7 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>(審査会の調査権限等)</u></p> <p><u>第27条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、個人情報の開示等の請求に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報を求めることはできない。</u></p> <p><u>2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</u></p> <p><u>3 第1項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案の審査を行うために必要があると認めるときは、審査請求人、参加人及び諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p><u>(意見書等の提出)</u></p> <p><u>第28条 審査請求人又は参加人は、審査会に対し、弁明書に対する意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）を提出することができる。ただし、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</u></p> <p><u>(意見の陳述)</u></p> <p><u>第29条 審査会は、審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、当該申立てをした者（以下「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事案に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び関係する実施機関を招集してさせるものとする。</u></p>	

改正後	改正前
<p>3 <u>口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</u></p> <p>4 <u>口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。</u></p> <p>5 <u>口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事案に関し、関係する実施機関に対して、質問を発することができる。</u></p> <p><u>(提出資料の写しの送付等)</u></p> <p><u>第30条 審査会は、第27条第3項又は第28条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</u></p> <p>3 <u>審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(調査審議手続の非公開)</u></p> <p><u>第31条</u> 諮問に基づき行う審査会の調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>(事業者への指導及び勧告)</p> <p><u>第32条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(国等との協力)</p> <p><u>第33条</u> (略)</p> <p>(運用状況の公表)</p> <p><u>第34条</u> (略)</p> <p>(他の制度等との調整)</p> <p><u>第35条</u> (略)</p> <p>2 第12条から第31条までの規定は、他の法令の規定により個人情報の開示等の手続が定められているときにおける当該個人情報の開示等については適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第36条</u> (略)</p> <p><u>第37条</u> (略)</p>	<p>(事業者への指導及び勧告)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(国等との協力)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p>(運用状況の公表)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p>(他の制度等との調整)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p>2 第12条から第21条までの規定は、他の法令の規定により個人情報の開示等の手続が定められているときにおける当該個人情報の開示等については適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第26条</u> (略)</p> <p><u>第27条</u> (略)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="96 231 257 263">第38条 (略)</p> <p data-bbox="96 327 1086 478">第39条 指定管理者若しくは受託者の代表者又は指定管理者若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者が、その業務に関し、第36条又は第37条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その指定管理者若しくは受託者に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p data-bbox="96 542 257 574">第40条 (略)</p> <p data-bbox="141 638 212 670">(委任)</p> <p data-bbox="96 694 257 726">第41条 (略)</p>	<p data-bbox="1111 231 1272 263">第28条 (略)</p> <p data-bbox="1111 327 2101 478">第29条 指定管理者若しくは受託者の代表者又は指定管理者若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者が、その業務に関し、第26条又は第27条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その指定管理者若しくは受託者に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p data-bbox="1111 542 1272 574">第30条 (略)</p> <p data-bbox="1155 638 1227 670">(委任)</p> <p data-bbox="1111 694 1272 726">第31条 (略)</p>